

医療法人の理事長要件の見直し

(医療法人運営柔軟化事業 平成27年7月15日 国家戦略特別区域法第14条の2)

特例措置前

○医療法人の理事長は、原則として、医師又は歯科医師である理事から選出することとされている。例外として、知事の認可を受けた場合は、医師等以外の者を理事長とすることができるが、その基準は法令ではなく技術的助言としての通知によるもの。
(規制の根拠)

医療法(昭和23年法律第205号)

第46条の6 医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日 厚生省健康政策局長通知健政発第410号)(技術的助言)

5 医療法人の理事長

(3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、法第46条の6第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

- ① 特定医療法人又は社会医療法人
- ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
- ③ 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

(4) (3)に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

ニーズ

○医師以外のものを理事長として選出する際の基準を法令で明記し、基準を満たす者を理事長とすることで、医療法人のガバナンスを強化できる。

特例措置

○国家戦略特区において、医師等以外の者を理事長とする場合の認可基準を法令に位置づけ明確化するとともに、医療法人の理事を2年以上経験している医師以外の理事を、医療審議会の意見徴収をしないで理事長とすることも可能にする。

効果

○医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する。